

防衛庁訓令第6号

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成16年法律第117号）第6条第1項及び第2項、第8条第4項及び第5項、第9条第4項、第11条第5項、第140条第3項、第144条第1項並びに第167条第1項並びに武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則（平成17年内閣府令第9号）の規定に基づき、並びに武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第9条第1項及び第3項、第11条第1項から第3項まで、第13条第3項後段、第16条第2項、第17条第2項後段、第19条第1項及び第2項、第20条第1項、第137条第3項及び第5項、第139条第1項、第3項及び第4項、第144条第2項、第146条第1項、第147条第1項、第148条第1項並びに第149条第1項並びに武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則の規定を実施するため、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行細則を次のように定める。

平成17年2月25日

防衛庁長官 大野 功統

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行細則

改正 平成18年3月27日庁訓第31号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成20年3月10日省訓第6号  
平成21年8月20日省訓第53号  
平成23年4月19日省訓第20号  
平成28年3月28日省訓第18号  
令和元年6月20日省訓第8号

目次

第1章 拘束及び抑留資格認定（第1条－第25条）

第2章 抑留の終了（第26条－第44条）

第3章 部隊等における領置（第45条－第51条）

第4章 遺留物（第52条）

第5章 補則（第53条－第61条）

附則

第1章 拘束及び抑留資格認定

（施行規則第1条に規定する部隊等）

第1条 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第1条第3号に規定する団に準ずる隊であって防衛大臣が定めるものは、方面特科隊及び方面後方支援隊とする。

2 施行規則第1条第12号に規定する防衛大臣が定める部隊等は、次に掲げる部隊等とする。

(1) 普通科大隊

- (2) 分屯地司令（駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第44号）第8条第1項に規定する分屯地司令をいう。）が所属する部隊等（施行規則第1条第1号から第5号までに規定する部隊を除く。）
- (3) 父島基地分遣隊
- (4) 第24航空隊
- (5) 南鳥島航空派遣隊
- (6) 由良基地分遣隊
- (7) 佐伯基地分遣隊
- (8) 奄美基地分遣隊
- (9) 新潟基地分遣隊
- (10) 分屯基地司令（基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）第5条第1項に規定する分屯基地司令をいう。）が所属する部隊等（指定部隊長への引渡し）

第2条 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に規定する被拘束者（法第5条第1項に規定する被拘束者をいう。以下同じ。）の引渡しは、直近上位の指定部隊長に対して行うものとする。ただし、統合幕僚長の定めるところに従い、指揮系統外の指定部隊長に引き渡すことができる。

（抑留資格認定官への引渡し）

第3条 法第6条第2項に規定する被拘束者の引渡しは、統合幕僚長の定めるところに従い、管轄（施行規則第6条及び別表に規定する管轄をいう。第9条において同じ。）の抑留資格認定官に対してするものとする。

（拘束報告書及び確認記録）

第4条 施行規則第2条及び第3条第2項に規定する防衛大臣が定める様式は、別記様式第1号による。

（識別符号）

第5条 法第8条第4項に規定する識別符号は、隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第23条第4項第2号に規定する認識番号とする。

（確認のための処分）

第6条 法第8条第5項に規定する自衛官は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）又は存立危機事態（同条第4号に規定する存立危機事態をいう。以下同じ。）に際して別に定める基準に照らし法第8条第2項に規定する処分を的確に遂行するに足りる知識又は経験を有すると認められる者から、指定するものとする。ただし、同項に規定する処分の実施を監督する者については、3等陸尉、3等海尉又は3等空尉以上の自衛官から指定しなければならない。

2 指定部隊長又は前項の規定により指定された自衛官は、法第8条第2項に規定する処分を行ったときは、その結果について別記様式第1号により記録を作成するものと

する。

(判断書)

第7条 法第9条第1項の規定による抑留対象者に該当しないと判断は、別記様式第2号の判断書により行うものとする。

(放免時の手続)

第8条 法第9条第3項の規定により確認記録の写しを交付する際には、指定部隊長は当該写しに同項の規定による放免に際して交付したものである旨及び交付年月日を記載の上、識別符号を記入するものとする。

2 指定部隊長は、法第9条第3項の規定により被拘束者を放免するときは、同項の規定により当該被拘束者が署名した施行規則別記様式第2号に規定する判断同意書へ放免の日時を記載し、当該被拘束者に確認させ、当該日時の次に改めて署名を求めるものとする。

(抑留資格認定官への引渡し)

第9条 法第9条第4項に規定する被拘束者の引渡しは、統合幕僚長の定めるところに従い、管轄の抑留資格認定官に対して行うものとする。

(抑留資格認定官への引渡手続)

第10条 指定部隊長は、法第9条第4項の規定による引渡しをするときは、別記様式第3号の引渡書(甲)を正副2通作成するとともに、正本を抑留資格認定官に交付し、副本に当該抑留資格認定官又はその事務補助者の記名及び押印を求めるものとする。

(認定補佐官の指定)

第11条 認定補佐官(法第11条第5項に規定する認定補佐官をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態又は存立危機事態に際して別に定める基準に照らし同条第1項から第4項までの規定による調査及び抑留資格認定に関する事務を的確に遂行するに足りる知識又は経験を有すると認められる者を指定するものとする。ただし、当該調査の実施及び抑留資格認定に関する事務を統括管理する者1名を、3等陸尉、3等海尉又は3等空尉以上の自衛官から指定しなければならない。

(供述調書)

第12条 施行規則第7条第1項に規定する供述調書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

(1) 法第11条第1項の規定による取調べ 別記様式第4号

(2) 法第11条第2項の規定による取調べ 別記様式第5号

(供述調書作成の一般形式)

第13条 抑留資格認定官又は認定補佐官(以下「抑留資格認定官等」という。)は、供述調書を作成したときは、供述した者にこれを閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りのないことを確認させて、署名させ、かつ、自らこれに署名しなければならない。

2 抑留資格認定官等は、外国語を使用して取調べを行ったときは、その旨を供述調書に記載するとともに、前項の規定により供述調書を読み聞かせるに当たっては、当該外国語を使用しなければならない。

3 抑留資格認定官等は、通訳人を介して取調べを行ったときは、その旨を供述調書に記載するとともに、第1項の規定による供述調書の読み聞かせは通訳人を介して行う

ものとし、供述した者が誤りがない旨を確認したときは、当該通訳人にもこれに署名させるものとする。

(署名できない場合の措置)

第14条 抑留資格認定官等は、供述をした者が供述調書に署名すべき場合において署名することができないときは、自ら代書するものとする。この場合において、代書した抑留資格認定官等は、その代書した理由を記載し、署名するものとする。

2 抑留資格認定官等は、供述調書の作成に当たって供述をした者が署名を拒否したときは、その供述をした者が署名すべき箇所の次にその旨を記載し、署名するものとする。

(呼出簿)

第15条 法第11条第2項の規定により参考人の出頭を求めるときは、認定補佐官が別記様式第6号の呼出簿に所要の事項を記録しなければならない。

(参考人の取調べの申出)

第16条 抑留資格認定官等は、被拘束者が参考人の取調べを申し出たときは、当該取調べにより明らかにしようとする事実について説明を求め、氏名、階級等（法第8条第1項に規定する階級等をいう。以下同じ。）その他参考人を特定するに足りる事項を明らかにさせた上で、当該事実が抑留資格認定に影響する重要な事情であるかどうかを勘案し、当該参考人の取調べを行うかどうかについて判断するものとする。

(参考人の取調べの依頼)

第17条 法第11条第2項の規定により参考人の取調べを依頼するとき、別記様式第7号の参考人取調べ依頼書により行うものとする。

(捕虜収容所長による取調べ)

第18条 第12条（各号を除く。）、第13条及び第14条の規定は、法第11条第2項の規定により捕虜収容所長が抑留資格認定官から依頼されて行う参考人の取調べについて準用する。この場合において、第12条中「第7条第1項」とあるのは「第7条第2項」と、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式」とあるのは「別記様式第5号」と、第13条第1項中「抑留資格認定官又は認定補佐官」とあるのは「捕虜収容所長又は捕虜収容所長の指定する職員」と、「抑留資格認定官等」とあるのは「捕虜収容所長等」と、同条第2項及び第3項並びに第14条中「抑留資格認定官等」とあるのは「捕虜収容所長等」と読み替えるものとする。

2 捕虜収容所長は、法第11条第2項の規定により参考人を取り調べたときは、直ちに認定調査記録及び供述調書の写しを作成し、参考人の取調べを依頼した抑留資格認定官に送付するものとする。

(所持品検査上の注意)

第19条 抑留資格認定官等は、法第11条第3項の規定による検査のため被拘束者の所持品である書面を翻訳させた場合は、翻訳者に翻訳文に署名させるものとする。

(身体検査調書)

第20条 施行規則第9条第2項に規定する身体検査調書の様式は、別記様式第8号による。

(身体検査上の注意)

第21条 抑留資格認定官等は、法第11条第3項の規定により身体検査を行うに当たっては、厳に抑留資格認定に必要な範囲で行うとともに、検査対象者の性別、健康状態その他の事情を考慮し、名誉を害しないようにしなければならない。

2 抑留資格認定官等は、負傷者の負傷部位について身体検査を行うときは、その状況を撮影等により明確にし、できる限り短時間で終了するようにしなければならない。

3 法第11条第3項ただし書の規定により女性の被拘束者の身体を検査する場合であつて、緊急を要するため女性の隊員にこれを行わせることができないときは、医師又は成年の女子（隊員を除く。）を立ち合わせるものとする。

（放免時の手続）

第22条 抑留資格認定官は、法第13条第3項後段又は第17条第2項後段の規定により被拘束者を放免する際は、放免の前に、当該被拘束者に対して資格認定審査請求をする意思の有無を確認しなければならない。

2 抑留資格認定官は、法第13条第3項後段又は第17条第2項後段の規定により被拘束者を放免するときは、法第13条第3項又は第17条第2項の規定により交付する放免書の写しを作成し、これに放免の日時を記載し、当該被拘束者に確認させ、当該写しにその署名を求めるものとする。

（抑留の必要性の判定についての承認）

第23条 抑留資格認定官は、法第16条第2項の規定により防衛大臣の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、順序を経て申請するものとする。

- (1) 被拘束者の氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等
- (2) 拘束の日時及び場所
- (3) 抑留資格
- (4) 抑留資格認定の理由
- (5) 抑留を特に必要とすると判定しようとする理由
- (6) その他参考となる事項

（資格認定審査請求期限の告知）

第24条 認定補佐官は、法第19条第1項の規定により抑留令書を執行するときは、併せて法第106条第2項の規定による資格認定審査請求をすることができる期限となる年月日を告知するものとする。

（捕虜収容所長への引渡手続）

第25条 抑留資格認定官は、法第15条第4項、第17条第5項において準用する第15条第4項、第19条第2項又は第20条第1項の規定による引渡しをするときは、別記様式第9号の引渡書（乙）を正副2通作成するとともに、正本を捕虜収容所長に交付し、副本に当該捕虜収容所長又はその事務補助者の記名及び押印を求めるものとする。

## 第2章 抑留の終了

（宣誓解放送還基準の内容）

第26条 防衛大臣は、法第137条第3項第1号に規定する宣誓解放送還基準を作成するときは、捕虜が宣誓し、又は約束すべき内容及びその方法を明らかにする。

（国際約束の捕虜収容所長への通知）

第27条 防衛大臣は、法第137条第5項に規定する送還等諸基準（以下この条及び第42条において「送還等諸基準」という。）の根拠となる国際約束であって公示されていないものがあるときは、同項の規定による送還等諸基準の通知に併せて、当該国際約束を捕虜収容所長に通知する。

（送還対象重傷病者への通知）

第28条 法第139条第1項に規定する通知は、別記様式第10号の送還対象重傷病者認定通知書により行うものとする。

（報告）

第29条 捕虜収容所長は、施行規則第18条第1項又は第2項の規定により、法第139条第1項の規定による通知を受けた者から同意を得たときは、直ちにその旨を防衛大臣に報告しなければならない。

2 前項に規定する報告は、署名を得た重傷病捕虜等送還同意書を添えて行わなければならない。

（重傷病捕虜等送還実施事項の通知）

第30条 防衛大臣は、法第139条第3項の規定により同条第2項の規定による送還へ同意した者に係る送還の実施に必要な事項を定めたときは、速やかに、当該事項を捕虜収容所長に通知する。

（混成医療委員による診断の求め）

第31条 捕虜収容所長は、法第139条第6項に規定する場合のほか、捕虜、衛生要員又は宗教要員に送還対象重傷病者（法第137条第1項第1号に規定する送還対象重傷病者をいう。）に該当すると思料される者があるときは、速やかに、混成医療委員（法第168条第1項に規定する混成医療委員をいう。次項において同じ。）に当該者の診断を行うよう求めなければならない。

2 混成医療委員による診断の求めは、別記様式第11号の診断依頼書に診断を求める被収容者に係る診療記録その他所要の資料を添付して行うものとする。

（交代要員についての抑留令書の発付手続の特例）

第32条 防衛大臣は、交代要員（法第140条第2項に規定する交代要員をいう。第3号において同じ。）について、入国の時期ごとに、次に掲げる事項を関係の抑留資格認定官に通知する。

- (1) 氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等
- (2) 入国の日時及び場所並びに入国便
- (3) 前2号に掲げるもののほか交代要員を特定するに足りる事項

第33条 法第140条第3項の規定による抑留令書の発付は、前条の規定により防衛大臣から通知された事項に基づき行うものとする。

（送還令書の執行）

第34条 捕虜収容所長は、送還令書に記載された執行方法が同一である送還される被収容者ごとに、別記様式第12号の送還者名簿を正副2通作成するものとする。

2 捕虜収容所長は、法第145条第2項の規定による措置として送還方法を変更したときは、前項の規定により作成した送還者名簿を変更し、又は新たに作成するものとする。

第35条 捕虜収容所長は、前条の規定により作成する送還者名簿ごとに、捕虜収容所に勤務する3等陸尉、3等海尉又は3等空尉以上の自衛官から、法第144条第1項の規定による送還令書の執行を監督するもの（以下この条及び次条において「送還監督官」という。）1名を指定するものとする。

2 捕虜収容所長は、捕虜収容所に勤務する自衛官が足りないため必要と認めるときは、監督を受ける幕僚長を通じて、他の部隊等の長に送還令書の執行を依頼することができる。この場合において、依頼を受けた部隊等の長は、自らの指揮監督下にある3等陸尉、3等海尉又は3等空尉以上の自衛官から送還監督官を指定するものとする。

3 捕虜収容所長は、送還監督官に対し、法第145条第1項の規定により報告すべき場合その他送還令書の執行に際して留意すべき事項を指示するものとする。

第36条 送還監督官は、法第144条第2項の規定により送還される被収容者の引渡しをするときは、送還者名簿の正本を同項に規定する代表者に交付するとともに、副本に引渡しの日時を記載し、当該代表者に確認させ、当該副本にその署名を求めるものとする。

（送還の特例の承認手続）

第37条 捕虜収容所長は、送還令書の発付を受けた者が法第3条第6号ロ、へ又はチに掲げる者に該当し、かつ、敵国軍隊等が属する外国以外の国籍を有する者に該当するときは、法第146条第1項の規定により、その国籍又は市民権の属する国に向け、我が国から退去することを希望することができる旨を告知するものとする。

2 前項の告知は、別記様式第13号の送還特例告知書により行うものとする。

第38条 捕虜収容所長は、前条の規定により告知を受けた者が法第146条第1項の規定により退去することを希望するときは、別記様式第14号の特例退去申請書を提出させるものとする。

（特例退去の許可）

第39条 法第146条第1項に規定する許可は、別記様式第15号の特例退去許可書により行う。

（出国便の指定等）

第40条 捕虜収容所長は、法第146条第1項の規定による防衛大臣の許可を受けた被収容者について、速やかに出国便を指定するものとする。

2 捕虜収容所長の指定した自衛官は、前項の規定により指定された出国便を運航する運送業者へ被収容者を引き渡すときは、施行規則別記様式第14号に規定する送還令書に引渡しの日時を記載し、当該運送業者に確認させ、当該送還令書にその署名を求めるものとする。

（移出手続）

第41条 捕虜収容所長は、法第147条第1項の規定により移出をするときは、別記様式第16号の移出者名簿を正副2通作成するものとする。

2 捕虜収容所長の指定した自衛官は、法第147条第2項の規定により移出として捕虜を引き渡したときは、移出者名簿の正本を引渡し先の代表者に交付するとともに、副本に引渡しの日時を記載し、当該代表者に確認させ、当該副本にその署名を求めるものとする。

(国際約束の捕虜代表への通知)

第42条 捕虜収容所長は、法第148条第1項の規定により送還等諸基準を捕虜代表に通知する場合において、第27条の規定により国際約束が通知されているときは、併せて当該国際約束を当該捕虜代表に通知するものとする。

(防衛大臣による放免の対象者の上申)

第43条 捕虜収容所長は、法第149条第1項に規定する被収容者の利益を著しく害すると認める特段の事情があるときは、次に掲げる事項を明らかにして、防衛大臣に上申するものとする。

- (1) 被収容者の氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等並びに被収容者番号
- (2) 事情の概要
- (3) 前号の事情が法第149条第1項に規定する事情に該当すると認める理由及び証拠
- (4) 前3号に掲げるもののほか、参考となる事項

(放免手続)

第44条 捕虜収容所長は、法第149条第1項の規定により被収容者を放免するときは、別記様式第17号の放免書を正副2通作成するものとし、その正本を放免される者に交付するとともに、副本に放免の日時を記載し、当該被収容者に確認させ、当該副本にその署名を求めるものとする。

### 第3章 部隊等における領置

(事務補助者の指定)

第45条 指定部隊長及び抑留資格認定官は、その指揮監督する隊員のうちから、武力攻撃事態又は存立危機事態に際して別に定める基準に照らし、法第153条に規定する領置に関する事務を的確に実施するに足りる知識又は経験を有すると認められる者を事務補助者として指定するものとする。ただし、同条に規定する領置に関する事務の実施を監督する者については、3等陸尉、3等海尉又は3等空尉以上の自衛官から指定しなければならない。

(帳簿の様式)

第46条 施行規則第24条に規定する帳簿は、別記様式第18号及び別記様式第19号とする。

(受領証の発給方法)

第47条 法第153条第2項に規定する受領証の発給は、別記様式第18号中「領置金品受領証(B)」を交付することにより行う。

(領置武器等の取扱い)

第48条 指定部隊長は、法第9条第4項の規定による引渡しをする場合において法第153条第3項の規定により廃棄していない領置武器等(法第153条第2項ただし書に規定する領置武器等をいう。次条において同じ。)があるときは、併せて別記様式第19号の領置金品簿(領置武器等)の写しを抑留資格認定官に送付しなければならない。

2 前項の規定は、法第19条第2項又は第20条第1項の規定による引渡しの場合について準用する。



第49条 指定部隊長又は抑留資格認定官は、法第153条第3項の規定により領置武器等を廃棄するときは、同種の物品の例により適切に行わなければならない。

第50条 指定部隊長又は抑留資格認定官は、軍用書類のうち個人の識別等に関する事項その他抑留資格認定の証拠となると認められる事項が記載されているものがあるときは、写しの作成その他の手段により当該事項を保存するように努めなければならない。

(返還の方法)

第51条 指定部隊長又は抑留資格認定官は、法第153条第4項の規定により領置している現金又は物品（次条第1項及び第3項において「金品」という。）を被拘束者に返還するときは、被拘束者が署名した別記様式第18号中「領置金品受領証（B）」と引換えに行うものとする。

#### 第4章 遺留物

(遺留物の送付)

第52条 指定部隊長又は抑留資格認定官は、法第158条又は施行規則第25条に規定する場合において、被拘束者から領置していた金品であって遺留されたものを捕虜収容所長に送付するものとする。ただし、武器その他の装備品（法第153条第1項第1号に掲げるものを除く。）はこの限りでない。

2 前項の送付は、領置金品簿（領置武器等以外）（A）の写しに法第158条の規定による遺留物である旨を明記したものを送付すべき物品に添付して行うものとする。

3 指定部隊長が第1項の規定により遺留された金品を捕虜収容所長へ送付するときは、第9条の規定の例により定められる抑留資格認定官を経由して行うものとする。

#### 第5章 補則

(被拘束者についての定期報告)

第53条 抑留資格認定官は、その身体を拘束している被拘束者について、毎日、次の各号に該当する被拘束者の人数及び確認記録の番号（施行規則第3条第1項に規定する確認記録の番号をいう。）を順序を経て防衛大臣に報告するものとする。

- (1) 自ら管理している全ての被拘束者
- (2) 法第6条第2項又は第9条第4項の規定により引渡しを受けた被拘束者
- (3) 法第16条第2項の規定による判定について防衛大臣の承認を求めている被拘束者
- (4) 法第13条第3項又は第17条第2項の規定により放免した被拘束者
- (5) 法第15条第4項（法第17条第5項において準用する場合を含む。）及び第19条第2項の規定により捕虜収容所長に引き渡した被拘束者
- (6) 死亡した被拘束者

2 抑留資格認定官は、前項の規定による報告に併せて、次に掲げる文書の写しを防衛大臣に送付するものとする。

- (1) 放免書
- (2) 引渡書（甲）の正本
- (3) 引渡書（乙）の副本

(混成医療委員証)

第54条 施行規則第27条第1項に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第168条第1項に規定する外国混成医療委員 別記様式第20号

(2) 法第168条第1項又は第2項の規定により指定される医師 別記様式第21号  
(告知の方式)

第55条 施行規則第28条に規定する告知は、前条第1号に掲げる書面を交付することにより行うものとする。

(被拘束者の死亡時の報告等)

第56条 指定部隊長又は抑留資格認定官は、施行規則第29条第1項の規定により講じた措置の内容について、死因を医学的に証明できる書面その他所要の資料を添えて防衛大臣に報告するものとする。

第57条 施行規則第29条及び前条の規定のほか、被拘束者が死亡した場合にとるべき措置については、武力攻撃事態又は存立危機事態に際して、別に定める。

(麻薬譲受確認証)

第58条 施行規則第30条第1項の規定による麻薬譲受確認証の様式は、別記様式第22号とする。

(向精神薬譲受確認証)

第59条 施行規則第31条第1項の規定による向精神薬譲受確認証の様式は、別記様式第23号とする。

(覚醒剤譲受確認証)

第60条 施行規則第32条第1項の規定による覚醒剤譲受確認証の様式は、別記様式第24号とする。

(医薬品である覚醒剤原料譲受確認証)

第61条 施行規則第33条第1項の規定による医薬品である覚醒剤原料譲受確認証の様式は、別記様式第25号とする。

附 則

この訓令は、平成17年2月28日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日省訓第18号)

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則 (令和元年6月20日省訓第8号) 抄

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

(表)

○ 拘束報告書 (A) [被拘束者用]	
1	番号 [ ]
2	拘束日時 年 月 日 時 頃
3	拘束場所
4	拘束者  識別符号: _____
-----	
拘束報告書 (B)	
1	番号 [ ]
2	拘束日時 年 月 日 時 頃
3	拘束場所
4	拘束者  識別符号: _____
5	引渡日: 年 月 日
6	引渡区分: 法第6条第1項・第2項
7	引渡者  識別符号: _____
確認記録	
番 号 [ ]	
被拘束者氏名 [ ]	
階 級 等 [ ]	
生 年 月 日 [ 年 月 日 ]	
身分証明書番号等	

(裏)

○ 拘束報告書 (A) [被拘束者用]	
-----	
拘束報告書 (B)	
8	拘束時の状況
9	護送時の状況その他の特記事項
処分記録	
1	質問結果
2	所持品検査結果

[番号]	]
[種類]	]
拘束日時 [ 年 月 日 時 頃]	
拘束場所 [ ]	
<p>武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに          関する法律第8条第1項の規定により、以上のとおり確認した。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>____自衛隊 指定部隊長</p> <p>識別符号： _____</p>	

3 特記事項
<p>処分補助者</p> <p>識別符号： _____</p>

注1 拘束報告書は、所要事項を記入し(A)及び(B)を  
 点線部で切り離して使用すること。

注2 不要の文字は横線で抹消して使用すること。

## 判 断 書

氏 名 \_\_\_\_\_ (男・女)

生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

身分証明書番号等 \_\_\_\_\_

拘 束 日 時 \_\_\_\_\_ 年 月 日 時 頃

拘 束 場 所 \_\_\_\_\_

## 判 断 要 旨

1 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第6条第1項の規定により引渡しを受けた上記の者について、同法第8条第1項の規定による確認の結果、抑留対象者に該当しないと判断した。

### 2 理由

(1) 事実の認定

(2) 証拠

(3) 参考事項

年 月 日

自衛隊

指定部隊長

\_\_\_\_\_ (印)

# 引 渡 書（甲）

年 月 日

抑留資格認定官

殿

指定部隊長

㊟

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第9条第4項の規定により、以下の被拘束者を引渡しする。

1 人数 \_\_\_\_\_ 名

2 内訳

確認記録番号	確認記録番号	確認記録番号

3 特記事項

以上のとおり、引渡しを受けた。

年 月 日

抑留資格認定官  
(事務補助者)

㊟

注 引渡しに当たっては、正副2通を作成し正本を抑留資格認定官に交付し、副本にその者（又はその事務補助者）の記名及び押印を求めること。

被拘束者供述調書	
氏名	
生年月日	年 月 日
階級等	
身分証明書番号等	
拘束日時	年 月 日 時 頃
拘束場所	
引渡年月日	年 月 日
上記の被拘束者に対し、年 月 日、抑留資格認定官・認定補佐官は、通訳人 を介して 語により次のとおり取調べを行った。	
抑留資格認定官・認定補佐官は、被拘束者に対し、捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（第3条約）第17条第1項の規定により氏名、階級等、生年月日及び身分証明書番号等については質問に答えなければならない旨、及び故意に質問に答えない場合にはその階級等に応じて与えられる第3条約上の特権に制限を受けることがある旨を説明の上、自己の意思に反して供述する必要がない旨を告げて取り調べたところ、被拘束者は任意次のとおり供述した。	
氏名は、	
階級等は、	
生年月日は、	
身分証明書番号等は、	

注 不要の文字は横線で抹消して使用すること。

抑留資格認定官・認定補佐官は、被拘束者に対し、上記の他に自らが1949年8月12日のジュネーヴ諸条約によりいかなる保護を受ける地位にあるかについて更に述べたいことはないか、また事情を尋ねるべき参考人の有無等を尋ねたところ、被拘束者は次のとおり供述した。	
答)	
以上録取し、被拘束者に閲覧させ・通訳人 を介して 語で読み聞かせたところ、被拘束者は次のとおり述べた。	
以上、被拘束者に閲覧させ・通訳人 を介して 語で読み聞かせたところ、被拘束者は、誤りがない旨を確認し、抑留資格認定官・認定補佐官及び通訳人とともに、署名した。	

前同日

被拘束者

通訳人

抑留資格認定官・認定補佐官

(事務補助者)

注 不要の文字は横線で抹消して使用すること。





前同日

被拘束者

通訳人

抑留資格認定官・認定補佐官・捕虜収容所長

(事務補助者)

注 不要の文字は横線で抹消して使用すること。

## 呼 出 簿

呼出通知書番号				
呼出年月日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
通知月日	月 日	月 日	月 日	月 日
出頭を求める理由				
参考人	住所			
	氏名			
出頭場所				
取扱認定補佐官				
結 果				

番 号  
年月日

## 参考人取調依頼書

抑留資格認定官 殿  
捕虜収容所長

抑留資格認定官



被拘束者 に対する抑留資格認定のため必要があるので、  
武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第11条第  
2項の規定により、下記参考人につき至急取り調べられたく依頼します。

なお、参考人供述調書の送付に際しては本書を添付願います。

記

依 頼 事 項

1 参 考 人

- (1) 氏 名
- (2) 階 級 等
- (3) 生年月日
- (4) 身分証明書番号等

2 取調べにより明らかにしたい事項

# 身体検査調書

年 月 日

抑留資格認定官  
認定補佐官

㊟

被拘束者（性別： ）に対し、抑留資格認定のため、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第11条第3項の規定により、

下記のとおり任意に身体検査を実施した。


記

- 1 身体検査の日時  
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 身体検査の場所
- 3 身体検査を実施した女性の自衛隊員又は検査の立会人（被拘束者が女性の場合に限る。）
- 4 身体検査を必要とした理由
- 5 検査した身体の部位
- 6 身体検査の経過

番 号  
年 月 日

## 引 渡 書（乙）

捕虜収容所長 殿

抑留資格認定官   
(認定補佐官 )

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第15条第4項、第17条第5項において準用する第15条第4項、第19条第2項又は第20条第1項の規定により、以下の者を引き渡しする。

1 合計人数 \_\_\_\_\_ 名

2 内訳

区分	氏名	階級等	生年月日	身分証明書番号等

3 特記事項

以上のとおり、引渡しを受けた。

年 月 日

捕虜収容所長  
(事務補助者)



注1 引渡しに当たっては、正副2通を作成し正本を捕虜収容所長に交付し、副本にその者（又はその事務補助者）の記名及び押印を求めること。

注2 区分欄には抑留若しくは仮収容又は逃走者の別を記載するものとする。

日本国自衛隊

番 号  
年 月 日

## 送還対象重傷病者認定通知書

殿

氏 名 \_\_\_\_\_ (男・女)

階 級 等 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( 歳)

身分証明書番号等 \_\_\_\_\_

被収容者番号 \_\_\_\_\_

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第139条第1項の規定により、以下のとおり通知します。

1 あなたは、送還対象重傷病者に該当すると認定しました。

理由： \_\_\_\_\_

2 上記認定に服し送還に同意するときは、送還されます。

自衛隊

捕虜収容所長 \_\_\_\_\_ 印

番 号  
年月日

## 診 断 依 頼 書

混 成 医 療 委 員 殿

捕 虜 収 容 所 長



武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第139条第4項・第6項の規定により、下記被収容者の診断を行うよう求めます。

### 記

1 被 収 容 者

- (1) 氏 名
- (2) 階 級 等
- (3) 生年月日
- (4) 身分証明書番号等
- (5) 被収容者番号

2 送還対象重傷病者に該当すると思料される理由

- (1) 根拠となる重傷病認定基準（ ）
- (2) 傷病の状態等



日本国自衛隊

番 号  
年 月 日

## 送 還 者 名 簿

（法第144条第2項に規定する代表者） 殿

自衛隊捕虜収容所長



武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律  
第144条第2項の規定により、以下の者を引渡しする。

1 合計人数 \_\_\_\_\_ 名

2 内訳

送還令書番号	氏名	階級等	生年月日	身分証明書番号等

3 特記事項

以上のとおり、引渡しを受けた。

年 月 日

（法第144条第2項に規定する代表者） \_\_\_\_\_

（署名）

日本国自衛隊

番 号  
年 月 日

### 送 還 特 例 告 知 書

殿

氏 名 \_\_\_\_\_ (男・女)

階 級 等 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( 歳 )

身分証明書番号等 \_\_\_\_\_

国 籍 \_\_\_\_\_

抑 留 資 格 \_\_\_\_\_ 法第3条第6号ロ・ヘ・チ

- 1 あなたは、 \_\_\_\_\_ に該当するため送還令書（ \_\_\_\_\_ ）の発付を受けましたが、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第146条第1項の規定により、希望により、防衛大臣の許可を得て、あなたの国籍又は市民権の属する国に向け自らの負担で我が国を退去することができます。
- 2 自ら退去を希望しないときは、敵国軍隊等の属する政府その他これに準ずるものに引き渡されることとなります。
- 3 自ら退去を希望するときは、本告知書を受け取ってから \_\_\_\_\_ 日以内に、別様の特例退去申請書に必要事項を記入し、本職に提出して下さい。

自衛隊

捕虜收容所長 \_\_\_\_\_ 印

受付番号  
受付年月日

## 特例退去申請書

防衛大臣 殿  
(捕虜収容所長気付)

氏 名 \_\_\_\_\_ (男・女)

階 級 等 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( 歳)

身分証明書番号等 \_\_\_\_\_

国 籍 \_\_\_\_\_

抑 留 資 格 \_\_\_\_\_ 法第3条第6号ロ・ヘ・チ

国籍国・市民権の属する国である \_\_\_\_\_ に向け、自らの負担で日本を退去することを希望しますので、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第146条第1項の規定により許可されたく、申請します。

(1) 希望の理由

(2) 退去に要する費用の支弁方法

(本 人) \_\_\_\_\_

(署 名)

日本国自衛隊

番号  
年月日

## 特例退去許可書

殿

防衛大臣 印

氏名 \_\_\_\_\_ (男・女)

階級等 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( 歳)

身分証明書番号等 \_\_\_\_\_

国籍 \_\_\_\_\_

抑留資格 \_\_\_\_\_

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第146条第1項の規定により希望のあった我が国からの退去について、以下のとおり許可します。

- (1) 退去先
- (2) 退去に要する費用の支弁方法

出国便指定欄

日本国自衛隊

番号  
年月日

# 移出者名簿

殿

自衛隊捕虜収容所長

印

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律  
第147条第1項の規定により、以下の者を移出として引き渡す。

1 合計人数 \_\_\_\_\_ 名

2 内訳

抑留令書番号	氏名	階級等	生年月日	身分証明書番号等

3 特記事項

以上のとおり、引渡しを受けた。

年 月 日

\_\_\_\_\_  
(署名)

日本国自衛隊

番 号  
年 月 日

## 放 免 書

氏 名 \_\_\_\_\_ (男・女)

階 級 等 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

身分証明書番号等 \_\_\_\_\_

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第149条第1項の規定により、下記のとおり放免したことを証明します。

(1) 放免した日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(2) 放免の理由

自衛隊

捕虜収容所長 \_\_\_\_\_ 印

上記のとおり放免されました。

被収容者 \_\_\_\_\_ (署名)

別記様式第18号 (第46条関係)

(表)

(裏)

○

領置金品簿(領置武器等以外) (A)

被拘束者氏名  
〔 〕

階 級 等  
〔 〕

領置実施日  
〔 〕

領置金品受領証 (B) の番号及び年月日  
〔 〕

品 目	員 数	備 考

---

領置金品受領証 (B)

番号：  
年 月 日

殿  
領置事務補助者  
\_\_\_\_\_

下記のとおり受領しました。

品 目	員 数	備 考

○

品 目	員 数	備 考

---

品 目	員 数	備 考

年 月 日		
殿		
上記の品目及び員数を領収しました。		
(本人) _____		
(署名)		

年 月 日		
殿		
上記の品目及び員数を領収しました。		
(本人) _____		
(署名)		

注1 領回事務補助者欄には、指定部隊長の指定による者はその識別符号を記入し、抑留資格認定官の指定による者は氏名及び階級を記入し押印すること。

注2 上記のほか、所要事項を記入し、(A)及び(B)を点線部で切り離して使用すること。



領置金品簿（領置武器等）

氏名： \_\_\_\_\_  
階級等： \_\_\_\_\_

領置年月日	品目	員数	廃棄日	廃棄の方法	廃棄実施者	備考

(表)	(裏)
<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">外国混成医療委員証</p> <p>氏名 _____ 生年月日 _____ 階級等 _____ 身分証明書番号等 _____ 所属国 _____</p> <p>上記の者は、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第168条第1項に規定する外国混成医療委員であることを証明する。</p> <p>発給年月日 _____</p> <p style="text-align: right;">防衛大臣 印</p>	<p style="text-align: center;">所持者の 写真</p> <p style="text-align: center;">所持者署名</p> <p style="text-align: center;">浮 出 印</p> <p style="text-align: center;">(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 外国混成医療委員は、我が国の法令により医師が行いうる範囲内で、被収容者に対して医業を行うことができる。この場合、自ら診察せずに治療し又は診断書等を交付してはならず、診断したときは遅滞なく診断録に記載しなければならない。</li><li>2 外国混成医療委員は、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</li><li>3 上記1及び2に違反した場合には日本国の法令により刑事処罰されることがある。</li><li>4 本証は、外国混成医療委員として活動を行う際には、見やすい位置に着用しなければならない。</li></ol>

10  
cm

6.5 cm

備考： 法第168条第1項に規定する外国混成医療委員に交付するものとする。

(表)	(裏)
<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">混 成 医 療 委 員 証</p> <p>氏名 _____ 生年月日 _____ 階級 _____ 身分証明書番号等 _____</p> <p>上記の者は、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第168条第1項の規定により混成医療委員として指定された医師であることを証明する。</p> <p>発給年月日 _____</p> <p style="text-align: right;">防 衛 大 臣 印</p>	<p style="text-align: center;">所持者の 写 真</p> <p style="text-align: center;">所持者署名</p> <p style="text-align: center;">浮 出 印</p> <p style="text-align: center;">(注意)</p> <p>本証は、混成医療委員として活動を行う際には、見やすい位置に着用しなければならない。</p>

10  
cm

← 6.5 cm →

備考： 法第168条第1項又は第2項の規定により指定された医師に交付するものとする。  
階級は、自衛官である医師の場合のみ記載する。

## 麻 薬 譲 受 確 認 証

年 月 日

譲渡人の身分証明書番号等				譲渡人の区分					
譲渡人の氏名		署名		生年月日					
譲受人の氏名								印	
麻薬管理者、麻薬施用者		免許証の番号		第 号		氏 名		印	
自衛隊麻薬 診療施設	所在地								
	名 称								
名 称		容 量		個 数		数 量		備 考	

（注 意）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 譲渡人の区分には、捕虜、衛生要員又は宗教要員の別を記入すること。
- 3 余白には斜線を引くこと。

## 向精神薬譲受確認証

年 月 日

譲渡人の身分証明書番号等				譲渡人の区分			
譲渡人の氏名		署名		生年月日			
譲受人の氏名		印					
自衛隊病院等	所在地						
	名称						
品名		容量	個数	数量	備考		

## （注意）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 譲渡人の区分には、捕虜、衛生要員又は宗教要員の別を記入すること。
- 3 余白には斜線を引くこと。

## 覚 醒 剤 譲 受 確 認 証

年 月 日

譲渡人の身分証明書番号等		譲渡人の区分	
譲渡人の氏名	署名	生年月日	
自衛隊覚醒剤施用機関の 指定証の番号		第 号	
自衛隊覚醒剤 施用機関	所在地		
	名称		
名 称		数 量	備 考

（注 意）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 譲渡人の区分には、捕虜、衛生要員又は宗教要員の別を記入すること。
- 3 余白には斜線を引くこと。

医薬品である覚醒剤原料譲受確認証					年	月	日
譲渡人の身分証明書番号等				譲渡人の区分			
譲渡人の氏名		署名		生年月日			
譲受人の氏名		印					
自衛隊病院等	所在地						
	名称						
名称	容量	個数	数量	備考			

（注意）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 譲渡人の区分には、捕虜、衛生要員又は宗教要員の別を記入すること。
- 3 余白には斜線を引くこと。